

専修大学経営研究所規程

専修大学学則第59条の規定に基づき、専修大学経営研究所規程を次のように定める。

第1章 総 則

第1条 専修大学学則第59条により、専修大学経営研究所をおく。

第2条 経営研究所（以下研究所と呼ぶ）は、専修大学学則にのっとり、経営に関する研究および教育を行なうことを目的とする。

第3条 研究所は前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- 1 研究および調査
- 2 研究および調査の結果の刊行
- 3 研究資料の蒐集および保管
- 4 研究会、講演会、講習会等の開催
- 5 研究および調査の委託または指導
- 6 その他研究所の目的を達成するために必要な事項

第2章 職 制

第4条 研究所に所員若干名をおく。

- 2 研究所の所員は、専修大学の専任教員のうちから、研究所長が運営委員会の議を経て委嘱したものをもって構成される。

第5条 研究所に所長をおく。

- 2 所長は研究所を代表し、所務を統轄する。

第6条 所長は所員総会の議決に基づき、学長が任命する。

- 2 所長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 3 所長が任期中に辞任したとき、その残任期間をもって後任者の任期とする。

第3章 所員総会

第7条 所員総会は、所長および所員をもって構成し、研究所の組織および運営に関する下記の重要事項を審議し決定する。

- 1 研究所の予算、事業計画、研究所の組織および運営に関する重要事項
- 2 その他所長から付議された事項

第8条 所員総会は、所長が毎年5月にこれを招集する。

- 2 所長は、所員の総数の4分の1以上の要求があるとき、前項の規程にかかわらず、すみやかにこれを招集しなければならない。

- 3 所長は、必要あると認めるとき第2項の規程にかかわらず、臨時に所員総会を招集することが出来る。

第9条 所員総会は、所員総数の過半数の出席をもって成立する。

- 2 所員総会の議決は、出席所員数の過半数の賛成を必要とする。

第4章 運営委員会

第10条 研究所の事業の運営に資するため、研究所に運営委員会をおく。

- 2 運営委員会は、所長、経営学部長および運営委員若干名をもって構成する。

第11条 運営委員は、研究所所員総会の議を経て、所員のうちから所長が委嘱

する。

第12条 運営委員の任期は2年とする。

ただし再任を妨げない。

- 2 運営委員が任期中に辞任したとき、その残任期間をもって後任委員の任期とする。

第5章 研究参与および学外研究員

第13条 所長は、研究所の事業を遂行するため、必要があると認めるときは、運営委員会の議を経て、専修大学を退職した所員を研究参与として委嘱することができる。

- 2 所長は、研究所の事業を遂行するため、必要があると認めるときは、運営委員会の議を経て、専修大学の兼任教員または学外者を学外研究員として委嘱することができる。
- 3 研究参与・学外研究員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第6章 事務局

第14条 研究所の事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 事務局に事務局長をおき、専任教員である運営委員のうちから所長が委嘱する。

- 3 事務局に専任教員のうちから事務局員若干名をおく。

第15条 研究所に事務職員若干名をおくことができる。

- 2 事務職員は研究所の活動にともなう事務に従事する。
- 3 事務職員任免に関しては別にこれを定める。

第7章 経理

第16条 研究所の経費は、大学経常費および研究所への指定寄付金ならびにその他の収入をもって支弁する。

第8章 細則への委任

第17条 この規定に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は別に細則をもって定めることができる。

第9章 本規程の改廃

第18条 本規定の改廃については、所員総会の議決に基づいて学長が行なう。

付則

この規程は、2000年5月23日から施行する。